

履修規程運用細則

運営委員会

平成23年3月2日制定

1. 再履修

必修科目の再履修は、原則として次年度において行わなければならない。

2. 受験許可証

「受験許可証」の有効期間は当該日のみとし、「受験許可証」の発行は1試験期について2回まで発行する。

3. 入室許可証

(削除)

4. 再試験

(1) 対象科目

担当者の判断により実施する科目。

(2) 対象者

期末試験の成績が不合格(D)でかつ30点以上の者。

(3) 評価

60点以上の者に対しては、素点を60点とし、成績評価をCとする。

(4) 受験料

1科目2000円とする。

附則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行により教授会制定の「履修規程運用細則」は廃止する。
- 3 この細則は改正(3. 入室許可証)により、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。